

● 「下野市路上喫煙の防止に関する条例」制定までの経過報告

令和2年 4月27日 (月)	庁内検討委員会設置要綱の制定
令和2年 6月30日 (火)	第1回庁内検討委員会
令和2年 7月17日 (金)	第2回庁内検討委員会
令和2年 8月 7日 (金)	第1回環境審議会 (条例案の諮問)
令和2年11月 6日 (金)	第2回環境審議会 (条例案の答申)
令和2年12月17日 (木) ~令和3年 1月 6日 (水)	パブリックコメントの実施
令和3年 1月21日 (木)	部長会議
令和3年 2月16日 (火)	庁議
令和3年 3月18日 (木)	令和3年第1回定例会にて議決
令和3年 3月23日 (火)	条例の制定
令和3年 3月31日 (水)	規則の制定
令和3年 4月 1日 (木) ~令和3年 5月31日 (月)	条例の周知・指定喫煙所の整備
令和3年 6月 1日 (火)	条例・規則の施行

☆ 下野市路上喫煙の防止に関する条例 制定スケジュール

	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
庁内(環境課)	● 庁内検討委員会設置要綱制定(4/27) ↑	● 条例案作成 ↑	● 市長・副市長レク ↑	● 市長・副市長レク ↑							● 庁議(2/16) ↑	◎3/23条例制定	● 広報周知、施行準備・最終調整 ※ 指定喫煙所整備 ↑		◎6/1条例施行	
庁内検討委員会				● 第1回庁内検討委員会(6/30) ↑												
環境審議会				● 第2回庁内検討委員会(7/17) ↑			● 第1回環境審議会(8/7) ↑ (諮問)			● 第2回環境審議会(11/6) ↑ (答申)						
議会										● 常任委員会 ● 全協 ↑	● 令和3年第1回定例会に上程・議決 ↑					
パブリック コメント											● ハブリックコメントの実施(12/17~1/6) ↑					

1. 路上喫煙防止条例PRチラシの駅前配布実施状況

- 配布実施期間 令和3年4月～令和3年7月
- 配布実施者(廃棄物監視員)人数 12名
- 配布実施延べ日数 103日 配布枚数 273枚

〈内 訳〉

年 月	令和3年4月		令和3年5月		令和3年6月		令和3年7月	
	配布日数	配布枚数	配布日数	配布枚数	配布日数	配布枚数	配布日数	配布枚数
石 橋	8日	51	8日	23	10日	42	8日	6
自治医大	8日	22	8日	17	10日	27	9日	15
小金井	5日	34	7日	26	11日	10	11日	0
合 計	延べ21日	107	延べ23日	66	延べ31日	79	延べ28日	21

※令和3年6月より条例周知ティッシュをチラシと一緒に配布

2. 路上喫煙防止条例のPR方法について

- 条例周知チラシ配布(チラシ1,000枚発注)
- 条例周知ティッシュ配布(ティッシュ4,000個発注)
- 令和3年5月広報に条例を周知
- 市内JR駅前に条例周知看板を設置
- 市内JR駅各東口に条例周知メッセージボード付きの灰皿を設置
- 市ホームページにて条例周知
- FMIゆうがおにて条例周知(令和3年6月)

令和3年6月1日から



下野市路上喫煙の防止に関する条例を施行します



路上喫煙の防止に関し、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図ることにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔で快適な生活環境の実現を目的として、条例を制定しました。

◎路上喫煙禁止区域と指定喫煙所について

人が多く行き交う、市内3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で、駅前広場及び周辺道路を『路上喫煙禁止区域』に設定しました。

禁止区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙は禁止となります。

※詳しくは裏面をご覧ください。



◎喫煙マナーについて

道路等の公共の場所では、他人に迷惑をかけないように十分に注意し、マナーを守って喫煙しましょう。

市は、喫煙マナー及び環境美化意識の向上に向けた取り組みを進めて、安全で清潔かつ快適なまちづくりを目指してまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



路上喫煙禁止区域



石橋駅



自治医大駅



小金井駅

禁止区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙は禁止となります。
指定された喫煙所での喫煙にご理解とご協力をお願いいたします。

路上喫煙禁止区域

お問い合わせ

下野市環境課

TEL.0285-32-8898 FAX.0285-32-8609 〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 (庁舎 2 階)
✉ kankyau@city.shimotsuke.lg.jp HP: https://www.city.shimotsuke.lg.jp/

6月1日から



下野市路上喫煙の防止に 関する条例を施行します

路上喫煙の防止に関し、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図ることにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔で快適な生活環境の実現を目的として、条例を制定しました。

◎路上喫煙禁止区域と指定喫煙所

人が多く行き交う、市内3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で、駅前広場及び周辺道路を「路上喫煙禁止区域」に設定しました。禁止区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙は禁止となります。



指定喫煙所

◎喫煙マナー

道路等の公共の場所では、他人に迷惑をかけないよう十分に注意し、マナーを守って喫煙しましょう。

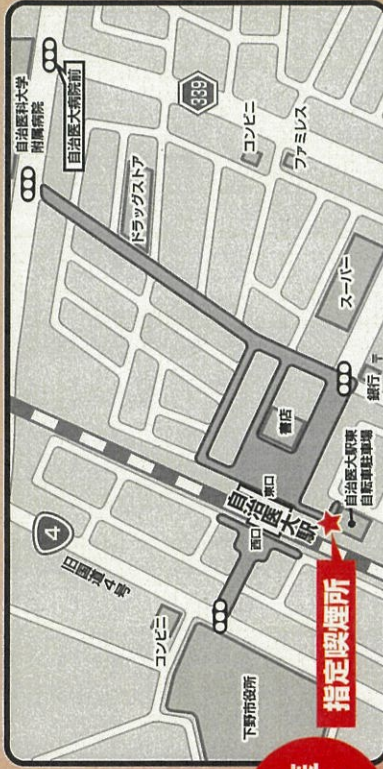


市は、喫煙マナー及び環境美化意識の向上に向けた取り組みを進めて、安全で清潔かつ快適なまちづくりを目指してまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

路上喫煙禁止区域



石橋駅



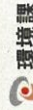
自治医大駅



小金井駅

路上喫煙禁止区域

問い合わせ先



TEL: 32-8898 FAX: 32-8609 〒329-0492 椎原 26 (庁舎 2 階)
E: kankyoku@city.shimotsuke.lg.jp HP: https://www.city.shimotsuke.lg.jp/

◎条例周知看板

J R石橋駅西口



J R石橋駅東口



J R自治医大駅西口



J R自治医大駅東口



J R小金井駅西口



J R小金井駅東口



◎メッセージボード付き灰皿

J R 石橋駅東口

J R 自治医大駅東口



メッセージボード表面

メッセージボード裏面



○下野市路上喫煙の防止に関する条例

令和3年3月23日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、喫煙者と非喫煙者との協力の下、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔かつ快適な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 道路等 市内の道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（屋内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (4) 路上喫煙 道路等において、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同法に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）を吸う行為又は火の付いたたばこを所持する行為をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、車外にたばこの煙を流出させることなく、当該行為を行うことを除く。
- (5) 喫煙マナー 他人に迷惑をかける喫煙行為及び生活環境に悪影響を与える喫煙行為をしないよう配慮することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、路上喫煙をする場合は、喫煙マナーを守るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、路上喫煙の防止に関する活動に積極的に取り組むとともに、喫煙マナーの向上を図るよう努めるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を規則で定めるところにより、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

3 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においては、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

○下野市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

令和3年3月31日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、下野市路上喫煙の防止に関する条例(令和3年下野市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)を指定し、又は同条第2項の規定により禁止区域の指定を変更し、若しくは解除するときは、あらかじめ関係機関の意見を聴くものとする。

2 市長は、禁止区域を指定し、又は指定を変更し、若しくは指定を解除するときは、市民等に周知するよう努めるものとする。

(禁止区域の指定等に係る告示事項)

第4条 条例第6条第3項の規定による告示に当たっては、次の事項を記載するものとする。

- (1) 新たに指定し、又は指定を変更し、若しくは指定を解除した禁止区域の名称及び位置
- (2) 前号の禁止区域を新たに指定し、又は指定を変更し、若しくは指定を解除した期日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(禁止区域内における喫煙場所の指定)

第5条 条例第7条ただし書に規定する喫煙場所を指定したときは、当該喫煙場所に吸殻入れを設置するとともに、その範囲を示すものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

下野市告示第58号

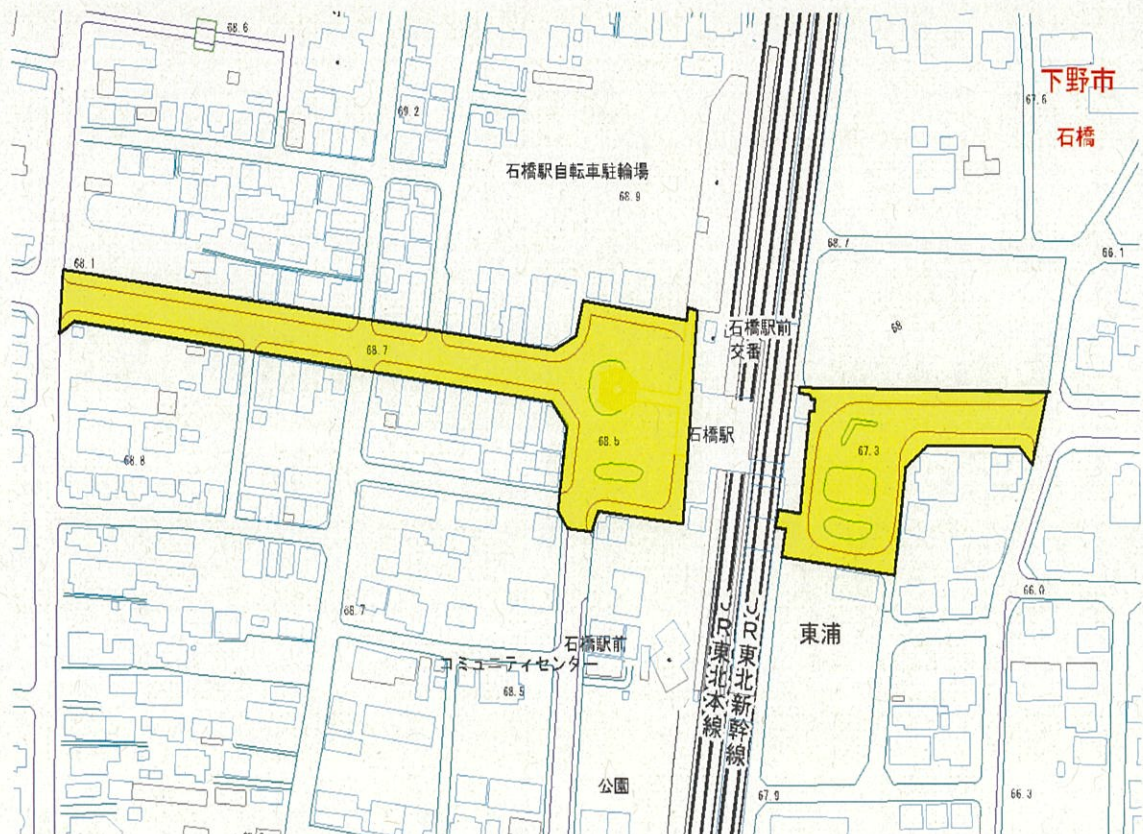
下野市路上喫煙の防止に関する条例（令和3年下野市条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、路上喫煙禁止区域を次のとおり指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月1日

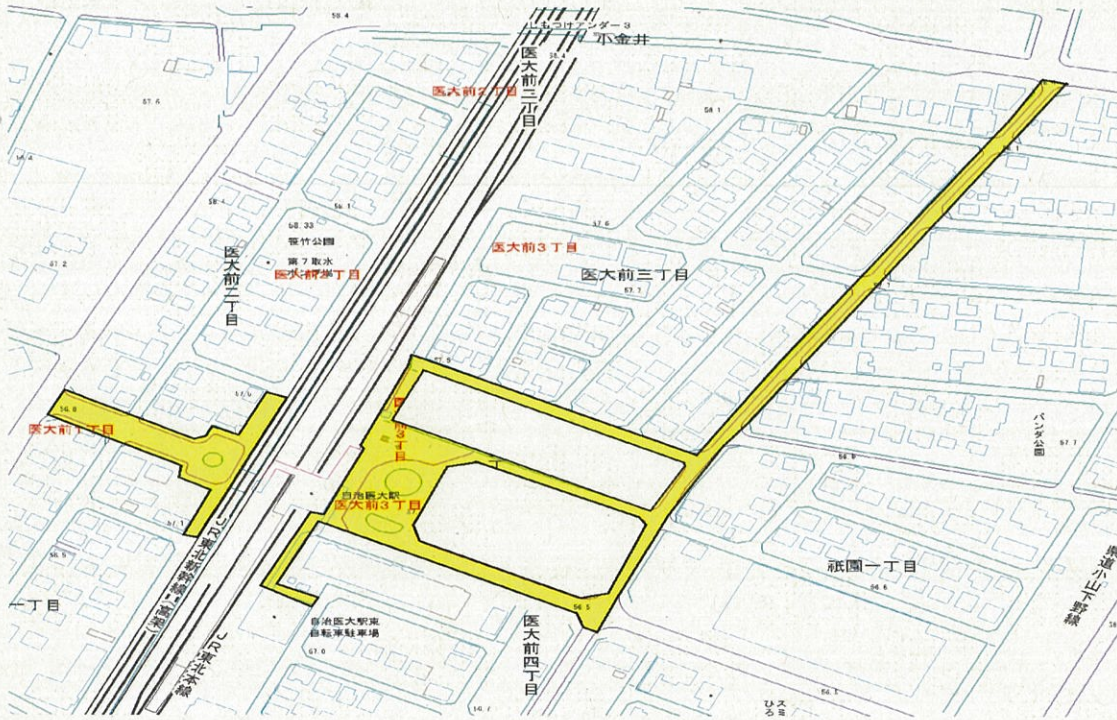
下野市長 広瀬 寿雄

(1) 路上喫煙禁止区域

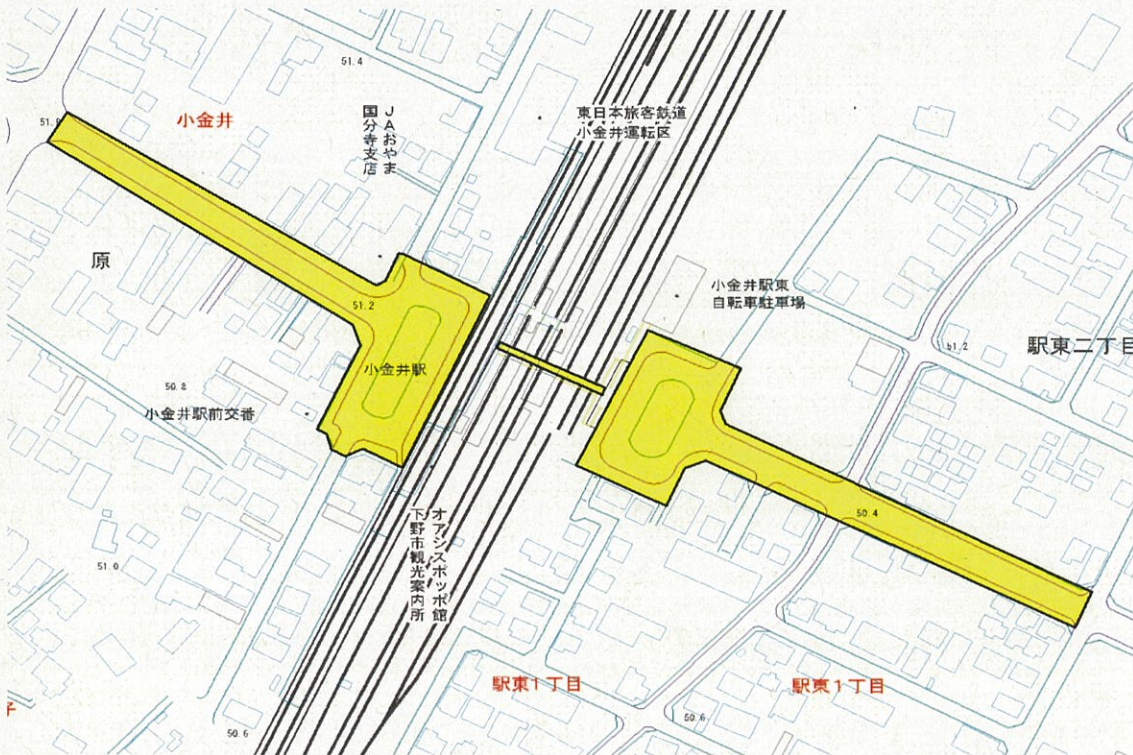
JR石橋駅周辺区域



J R 自治医大駅周辺区域



J R 小金井駅周辺区域



- (2) 路上喫煙を禁止する時間
終日禁止とする。
- (3) 指定の効力が生ずる日
令和3年6月1日